

# 業務委託仕様書

## 1 業務の名称

不妊治療支援環境づくりのための啓発業務

## 2 業務の目的

妊娠、不妊・不妊症及び不妊治療のことを正しく理解することで、若い世代（18歳～20歳代を想定。以下同じ。）にあっては将来の結婚、出産等について考える契機とし、子どもを希望する当事者にあっては不妊症の早期検査・治療を促進するとともに、県民全体が不妊治療を行う当事者を暖かく見守り、応援していこうとする社会的機運を醸成する。

## 3 業務の実施期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

## 4 啓発に係る主なテーマ

- (1) 妊孕性（生殖能力）は加齢に伴って低下すること
- (2) 不妊の原因の約半数は男性にあること（不妊は女性だけの問題ではないこと）
- (3) （特に女性にとって）不妊治療と仕事との両立が困難な現状にあること

## 5 業務の内容

- (1) 指定するインターネット広告用動画による広告  
指定する啓発動画によりインターネット広告を行うこと。
  - ア 広告素材  
指定する15秒及び30秒の啓発動画
  - イ 時期  
令和5年3月下旬
  - ウ 広告媒体  
Webサイト、YouTube 又はSNS
- (2) 指定する広告媒体を用いた啓発  
指定する印刷媒体（A2サイズ啓発ポスター）の掲出による広報を行うこと。

## 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ宮崎県の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (3) 業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務の実施体制を明らかにすること。
- (4) 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は宮崎県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。